

平成26年12月14日執行

# 衆議院

## 小選挙区選出議員選挙

### 選挙公報

#### 【岩手県第4区】

##### 岩手県選挙管理委員会

～12月14日(日)に予定のある方へ～

##### 期日前投票制度を活用しましょう！

- 次のような方は、期日前投票ができます。
  - ・ 投票日に、お仕事や冠婚葬祭などの予定のある方
  - ・ レジャーやお買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない方
- 期日前投票は、投票日の前日13日(土)までできます。
- 期日前投票は、名簿登録地の市町村の役場等の期日前投票所で行うことができます。  
(期日前投票所の場所については、市町村の選挙管理委員会にお確かめください。)
- 期日前投票ができる時間は、午前8時30分から午後8時までです。  
(ただし、一部の期日前投票所では、この時間と異なる場合がありますので、)  
(市町村の選挙管理委員会にお確かめください。)
- 期日前投票所へ行き、宣誓書を記入すれば投票できます。ハンコは必要ありません。

岩手県選挙管理委員会 TEL019-629-5238

平成26年  
12月14日執行  
岩手県第4区

# 衆議院小選挙区選出議員選挙公報

岩手県選挙  
管理委員会

## 復興を国政の最優先課題に―生活と生業の再建を 日本共産党をのばして安倍政権の暴走ストップ



# 日本共産党 高橋一嗣

私は、軍人だった父と従軍看護婦だった母の子として生まれ、農家に育ちました。岩手大学で農学部に学び、農業団体に勤務したのち、旧花巻市議として5期20年地方議会の仕事に携わりました。安倍内閣がすすめる「亡国の政治」は、どの分野をとっても、我慢ならないものばかりです。私はどの問題でも、安倍政権の暴走と正面から対決するとともに、国民の立場に立った具体的な対策を示し、国民のみなさんと共に政治を動かしていきます。

### 1 消費税10%「先送り」でなく中止 消費税に頼らない別の道への転換を

消費税の10%増税は中止します。  
富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革で財源を確保します。

285兆円に及ぶ大企業の内部留保を活用し、労働者の賃上げと中小企業に回し、国民の所得を増やす経済改革で税収を増やします。

3 格差拡大の「アベノミクス」ストップ  
米価暴落対策を行い、TPPから撤退

消費税の10%増税は中止します。  
社会保障切り捨てから充実へ転換します。  
子どもの医療費無料化を国の制度に、「ブラック企業」を規制します。

4 「戦争する国づくり」許さず  
憲法9条生かした平和外交を

「海外で戦争する国づくり」めざす集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回させます。  
国民の目、耳、「口をふさぎ戦争に動員する秘密保護法は廃止します。  
憲法9条の精神にたつた外交戦略で平和と安定を築きます。

5 沖縄の米軍新基地建設は中止  
原発再稼働ストップ  
原発ゼロの日本」を

沖縄県知事選挙での審判をふまえ、米軍新基地建設は中止します。  
原発事故の原因の徹底した検証と放射能汚染の全面賠償に取り組みます。

比例代表は日本共産党とお書きください

◆日本共産党をのばせば政治は動く  
政党助成金制度の廃止、企業・団体献金の禁止を



●マニフェストの詳細はホームページ

日本共産党 検索 <http://www.jcp.or.jp/>

### 略歴

1947年花巻市生まれ。岩手大学農学部卒業後、岩手県経済連に就職。  
1979年から花巻市議を5期務める。花巻市で妻と二人暮らし。

## 生活を守り、 地方を再生するために。

### 1. 生活者本位の国の実現のために

#### ■非正規雇用の是正と少子化対策で、活力ある社会へ。

- 非正規労働者の正規化と同一労働・同一賃金を推進し、安心・安定して働くことができる生活者本位の雇用政策を進めます。
- 少子化対策は喫緊の課題です。若い人たちが安心して子どもを生み、育てることができる環境整備を推進します。

#### ■消費増税凍結と内需拡大で、景気を良くし国民生活向上へ。

- 消費増税凍結で家計と中小企業者の負担を軽減するとともに、高校無償化など各種手当で可処分所得を増やし内需を拡大します。
- 輸出型大型企業に頼る経済政策から、行政の無駄を省き地方分権を推進させ、地方の特徴を活かした産業の創出と雇用の拡大を図ります。

#### ■脱原発。新エネルギー政策へ転換し、自然エネルギー立国へ。

- 政府主導に転換し、福島第一原発事故の早期収束を図ります。
- 原発の再稼働・新增設は一切容認しません。
- 脱原発による新エネルギー政策で、エネルギーの地産地消を強力に推進し、地域経済の発展と雇用の拡大を実現します。

**比例区は「生活の党」へ。**

12月14日(日)は投票日です。

投票日に予定のある方は、期日前投票制度を活用しましょう。



生活の党 公認候補者

# 小沢一郎

日本民生活を立て直す。

私はかつて、自由民主党の議員でした。ただひたすらこの国のために走り続け、総理总裁を目指せとの声もいたくようになつておきましたが、既得権益の保護と官僚主導にどっぷりと浸つた日本の政治のあり方に危機感を深めていました。

時代は、世界は変わりつつあるのに、自民党ではほんものの改革はできない。国民の命と暮らしを守る新しい政治への転換をするために、私は闘う。そう決意し、自民党を離れたのです。

あれから二度の政権交代を果たしたものの、その後、自民党の政権下でいくつの「改革」という名の「まやかし」がはじりました。ついには強いものだ

けを繁榮させ、そのために弱い立場の人たちに負担を押し付ける政治が堂々と行われるようになります。政治とは生活そのものであります。多くの国民生を犠牲にするやり方は、もはや政治ではありません。政治を立て直さなければなりません。どんなに次の道でも、どんなに私自身が傷つこうとも、ふるさと国民の未来のため、私は闘い続けます。

小沢一郎

平成26年  
12月14日執行  
岩手県第4区

# 衆議院小選挙区選出議員選挙公報

岩手県選挙  
管理委員会

## 岩手と歩む 藤原たかしは目指します!!



自由民主党公認・衆議院岩手県第4選挙区候補者

# 藤原たかし 31歳

**藤原たかしプロフィール**  
昭和58年8月2日(31歳)  
西和賀町湯本生まれ(旧湯田町)  
湯本小学校、湯田中学校、  
黒沢尻北高等学校卒業。  
平成22年弁護士登録。  
平成24年12月初当選。(1期目)

**藤原たかしが1期目に取り組んだ主な法律**  
被災地の土地問題に対応する、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」(第186回国会 法律第32号)  
8月11日を山の日として祝日にする、「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」(第186回国会 法律第43号)

鳥獣被害に対応する、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(第186回国会 法律第46号)  
**取り組んだ法律以外の主な事柄**  
国道4号線複線化事業や北上川河川整備事業の促進。  
東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争(主に個人農家や行政の損害について)など。

## 滞在地（避難先）市区町村における不在者投票

衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査は  
**平成26年12月14日**  
が投票日です。

「東日本大震災の被災等により、住民票のある市町村から他の市区町村へ避難されている方（一時的に避難されている方）」は、滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

※住民票を移動した場合は、別途最寄りの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

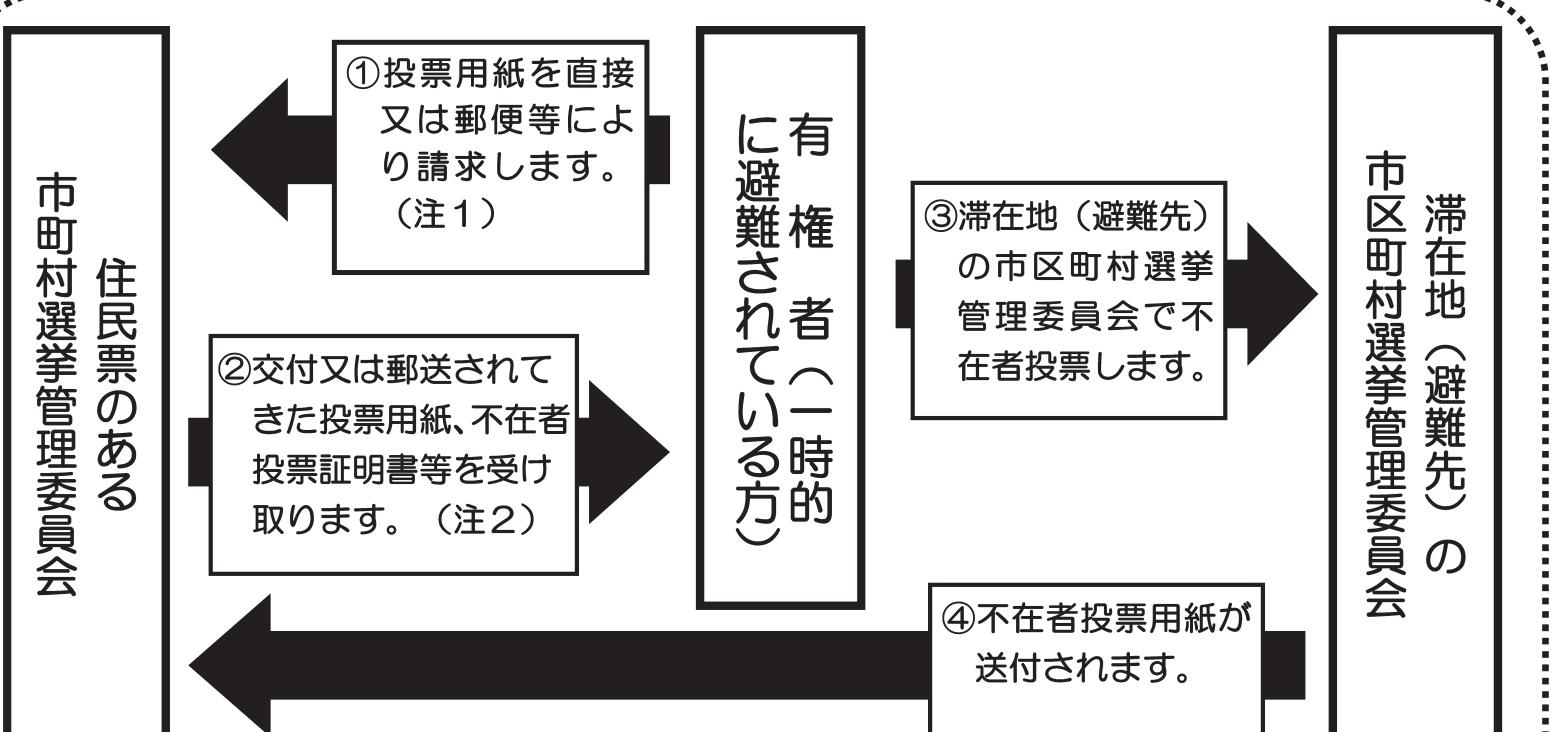
### 【不在者投票のできる期間等】

- 不在者投票のできる期間  
【衆議院小選挙区選出議員・比例代表選出議員選挙】  
12月3日（水）から12月13日（土）まで  
【最高裁判所裁判官国民審査】  
12月7日（日）から12月13日（土）まで
- 不在者投票のできる時間  
岩手県内外の市区町村  
平日・休日を問わず、午前8時30分から午後8時まで
- 不在者投票のできる場所  
滞在地（避難先）市区町村役場にご確認ください。

【滞在地（避難先）の市区町村で投票する場合のお願い】  
滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会から、住民票のある市区町村選挙管理委員会へ、投票済の投票用紙が投票日までに送付される必要がありますので、期間に余裕をもって投票してください。

※ 詳しくは、岩手県選挙管理委員会（電話 019-629-5238）、避難前にお住まいの市町村又は最寄りの市区町村の選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 【不在者投票の手続き】



注1) 投票用紙の請求は、所定の請求書兼宣誓書に記載し、住民票のある市町村の選挙管理委員会に直接持参又は郵便等で請求してください。なお、この請求は、不在者投票のできる期間よりも前に請求することができます。また、請求書兼宣誓書は、岩手県選挙管理委員会のホームページ (<http://www.pref.iwate.jp> → 各種委員会→選挙管理委員会→第47回衆議院議員総選挙) からダウンロードすることもできます。

注2) 投票用紙等が届きましたら、不在者投票証明書の入った封筒は、絶対に開封しないで不在者投票のできる場所にご持参ください。開封すると投票できなくなります。

# 投票日は、12月14日(日)です。

<b>衆議院小選挙区選出議員選挙</b>	⇒	<b>候補者の氏名</b>	を書いて投票
(投票用紙：白色)			
<b>衆議院比例代表選出議員選挙</b>	⇒	<b>政党等の名称</b>	
(投票用紙：うすい黄色)			
<b>最高裁判所裁判官国民審査</b>	⇒		
(投票用紙：うすい桃色)			

・やめさせた方がよいと思う裁判官について  
は、その氏名の上の欄に×を書いて投票  
・やめさせなくてよいと思う裁判官について  
は、何も書かないで投票

## 岩手県内の各市町村の投票時間

市町村名	投票時間	地域ごとに投票時間が異なる市	
		市 名	投票時間
大船渡市	午前7時～午後7時	盛岡市	※地域ごとではなく、投票区ごとに投票時間を記載しています。数字は投票区の番号ですので、投票所入場券でお確かめください。 【午前7時～午後7時】 第30～第32、第80、第88、第89投票区 【午前7時～午後8時】 上記以外の地域
花巻市	午前7時～午後7時		
北上市	午前7時～午後8時		
遠野市	午前7時～午後6時		
一関市	午前7時～午後6時		
陸前高田市	午前7時～午後7時		
釜石市	午前7時～午後7時		
二戸市	午前7時～午後6時		
八幡平市	午前7時～午後6時		
奥州市	午前7時～午後7時		
滝沢市	午前7時～午後8時	宮古市	※地域ごとではなく、投票区ごとに投票時間を記載しています。数字は投票区の番号ですので、投票所入場券でお確かめください。 【午前7時～午後6時】 宮古第11、第12、第14、第15、第20、崎山第1・第2、津軽石第1～第4、重茂第1～第3、花輪第1～第4、田老第1～第7、新里第1～第5、川井第1～第7 【午前7時～午後7時】 宮古第1～第10、第13、第16～第19、第21
零石町	午前7時～午後8時		
葛巻町	午前7時～午後6時		
岩手町	午前7時～午後6時		
紫波町	午前7時～午後8時		
矢巾町	午前7時～午後8時		
西和賀町	午前7時～午後6時		
金ヶ崎町	午前7時～午後6時		
平泉町	午前7時～午後6時		
住田町	午前7時～午後6時		
大槌町	午前7時～午後6時	久慈市	【午前7時～午後6時】 山形町内 【午前7時～午後7時】 上記以外の地域
山田町	午前7時～午後6時		
岩泉町	午前7時～午後6時		
軽米町	午前7時～午後6時		
洋野町	午前7時～午後6時		
一戸町	午前7時～午後6時		
田野畠村	午前7時～午後6時		
普代村	午前7時～午後6時		
野田村	午前7時～午後6時		
九戸村	午前7時～午後7時		

あなたの一票大切に！

岩手県選挙管理委員会 TEL019-629-5238